

京都府府有林 J-クレジット販売要領

令和 8 年 2 月 2 5 日
8 林 第 8 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、国が運営する J-クレジット制度（以下「制度」という。）において認証された、京都府府有林（以下「府有林」という。）の適切な管理に基づく CO2 吸収量を、クレジットとして京都府内（以下「府内」という。）で温室効果ガスの排出削減に取り組む者等に販売することにより、府内の森林整備の促進と脱炭素社会の実現を図ることを目的に、府が取得した府有林の管理に基づき発行された J-クレジット（以下「クレジット」という。）の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）へ販売するに当たり必要な事項を定める。

(購入希望者の募集)

第 2 条 購入希望者の募集は、府ホームページにより行う。

2 クレジットの販売は、府が保有する数量の範囲内で行うものとし、募集の都度、募集期間、販売予定数量を公表する。

(最低販売量等)

第 3 条 最低販売量は 1 t-CO2 とし、1 t-CO2 単位で販売する。

2 最低販売単価は、知事が別に定めることとし、非公表とする。

(購入の申込み)

第 4 条 購入希望者は、申請書類（様式第 1 号から様式第 3 号まで）を、持参又は郵送のいずれかの方法により、知事に提出する。

2 前項の規定は、次に掲げる者を対象外とする。

- (1) 各種法令に違反している者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (4) 府が行う指名競争入札参加資格に対する指名を停止されている者
- (5) 府税その他の租税を滞納している者
- (6) 購入したクレジットを、制度において認められた用途に利用しない者

3 知事は、第 1 項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、クレジットの販売に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(購入予定者の決定)

第 5 条 知事は、前条第 1 項の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査の上、購入申込量の合計が販売予定量を上回らない範囲で、最低販売単価以上の購入希望単価を提示した者のうち、次の各号に掲げる順番にクレジットの購入予定者を決定する。

- (1) 2 年度以上継続してクレジットを購入し、当該クレジットを府内での CO2 削減に活用する者
- (2) 府内に本社又は本店が所在し、購入したクレジットを府内での CO2 削減に活用する者
- (3) 購入したクレジットを府内での CO2 削減に活用する者
- (4) 府内に本社又は本店が所在する者

- (5) 購入希望単価が高い者
- (6) 購入申込量が多い者
- 2 前項第1号については、クレジットの購入期間が長い購入希望者を優先し順位を決定する。
- 3 前項第1号から第3号までに該当し、購入希望単価と購入申込量がいずれも同じ購入希望者が2者以上あった場合は、抽選により順位を決定する。
- 4 知事は、購入申込量の合計が販売予定数量を上回った時点で、当該購入希望者が提示した購入申込量を、販売予定量から既に決定した購入申込量の合計との差に調整の上、決定することができる。
- 5 知事は、購入の適否について、購入希望者に書面により通知する。

(契約書の作成)

第6条 知事は、前条第1項から第3項までの規定により購入予定者を決定した場合は、クレジットの売買に係る契約書を作成し、当該購入予定者と契約を締結する。

(協定書の作成等)

- 第7条 知事は、前条の規定にかかわらず、第5条第1項第1号に該当し、2年度以上継続してクレジットを購入する場合は、当該購入予定者とクレジットの利用に係る協定を締結する。
- 2 知事は、前項の協定期間内においては、毎年度、クレジットの売買に係る契約書を作成し、協定締結者と契約を締結する。

(代金の納付)

第8条 クレジットの売買に係る契約を締結した購入予定者（以下「購入者」という。）は、クレジットの売買代金を、知事が別に定める期日までに府が発行する納入通知書により納付する。

(クレジットの移転等)

- 第9条 知事は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿の操作により、府が保有する口座から購入者が指定する口座に販売したクレジットの移転を行う。
- 2 知事は、購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、府が保有する口座においてクレジットの無効化を行う。
 - 3 知事は前項の規定による無効化を行った場合は、無効化通知書の写しを購入者に送付する。

(協議)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、知事と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第11条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、京都府京都市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、令和8年2月25日から施行する。

(様式第1号)

令和 年 月 日

京都府知事 様

(事業者・団体名)

(代表者名)

㊞

京都府府有林Jークレジット購入申込みについて

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて購入申込書を提出します。
なお、この申込書及び関係書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 添付書類

- (1) 京都府府有林Jークレジット購入申込書(様式第2号)
- (2) 事業者(団体)の概要(様式第3号)
- (3) 事業者等の定款の写し又はこれに代わるもの
- (4) 府税その他の租税を滞納していないことを証明する書類
(納税証明書又はクレジットを購入する年度内において有効な京都府入札参加資格審査結果通知書)

2 申出事項

私は、京都府府有林Jークレジットの購入に当たり、次のとおり申し出ます。

- ・京都府府有林Jークレジット販売要領第4条第2項に該当する者ではありません。
- ・全ての購入希望者が提示した購入申込量の合計が、販売予定数量を上回る場合、府において購入量を調整することに同意します。

(様式第2号)

京都府府有林J-クレジット購入申込書

購入申込者 (契約書の乙欄に 記載される方)	事業者名 (団体名)	
	代表者名	
	担当部署 担当者名	
購入目的等	該当するもの全てに、○をつけてください ア：長期間継続してクレジットを購入し、当該クレジットを府内でのCO2削減に活用する。 イ：購入したクレジットを府内でのCO2削減に活用する。 ※クレジットの使用方法(使用する者、場所、量、時期、期間、内容)を記載してください。	
プロジェクト名	京都府府有林J-クレジット創出プロジェクト	
購入申込内容	購入申込量 ①： t-CO ₂ 購入希望単価 ②： 円/t-CO ₂ (消費税抜) 購入希望金額 ③ (①×②)： 円 (消費税抜) ※売買契約時には、上記金額に消費税及び地方消費税の額を加算します。 購入目的等の欄で「ア」に○を付けた方は、こちらに記載してください。 毎年の購入申込量 ①： t-CO ₂ 購入希望単価 ②： 円/t-CO ₂ (消費税抜) 購入希望期間 ③： 年度から 年度まで 年間 購入希望金額(年) ④ (①×②)： 円 (消費税抜) 購入希望金額(総計) ⑤ (④×③)： 円 (消費税抜) ※売買契約時には、上記金額に消費税及び地方消費税の額を加算します。	
J-クレジットの 移転	いずれかに、○をつけてください。 ア：J-クレジット登録簿に口座を保有又は今後保有する予定のため、売買代金を支払後、指定する保有口座に移転を希望する。 口座名義人： 口座番号： イ：J-クレジット登録簿に口座を保有していないため、売買代金を支払後、府において無効化口座への移転を希望する。	
府ホームページで の掲載方法	いずれかに、○をつけてください。 ア：事業者名等の固有名詞及び購入量を、公表してもよい。 イ：事業者名等の固有名詞は公表してよいが、購入量の公表は希望しない。 ウ：事業者名等の固有名詞及び購入量の公表を希望しない。	

(様式第3号)

事業者(団体)の概要

名 称	【設立年月： 年 月】
所 在 地	〒 電話番号：
連 絡 先 (上記と異なるとき)	〒 電話番号：
代表者氏名	
担当者	氏 名： 電話番号： FAX番号： メールアドレス：
事業者 (団体) の概要	従業員(会員)数： 資本金： 売上高： 経常利益： その他：
活動概要	※事業内容、活動拠点等を記載してください。